

## 長崎市 J-クレジット創出事業に係る共同創出者の募集について

公募型プロポーザル方式に準じて長崎市 J-クレジット創出事業に市と共同して取り組む者（以下、共同創出者という。）を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に準じて次のとおり募集する。

令和 7 年 3 月 31 日

長崎市長 鈴木 史 朗

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

長崎市 J-クレジット創出事業

#### (2) 事業内容

別紙、「募集要領」、「仕様書」のとおり

#### (3) 事業スキーム

ア 市は当該公募に企画提案書を提出した者の中から最良の企画提案をした者を共同創出者として選定し、事業実施に係る「J-クレジット創出事業に関する協定」（以下「協定」という。）を締結する。

イ 市と共同創出者は協定に基づき事業を実施し J-クレジットを創出する。

ウ 共同創出者は、創出した J-クレジットの販売促進を行うとともに、得られた売却益は、提案があった割合に応じて市と共同創出者で分配する。

#### (3) 履行期間

協定締結日から令和 17 年 3 月 31 日まで

#### (4) 履行場所

指定場所

### 2 参加資格

参加者は次に掲げる要件を全て満たしていること。コンソーシアムを結成する場合には、参画する会社のうち 1 者以上※は次に掲げる要件を全て満たすものとし、かつ、参画する会社の全てが(2)～(7)の要件を満たすものであること。

※(1)の要件にあっては、コンソーシアムに参画する会社のうち 2 者以上が、J-クレジットの創出、認証及び販売の 3 種の実績のうち 1 種以上の実績を持つ場合であって、その組み合わせにより 3 種の実績を満たすと認められるときは、(1)の要件を満たすものとする。

(1) 令和元年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、受託、完了（複数年にわたるものは年度ごとの販売まで完了したものを含む。）した同種業務の実績※を 1 件以上有している者であること。

※同種業務とは、国・地方公共団体、企業・団体等が発注する J-クレジットの創出、認証、販売に関する業務

(2) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。

(3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等に

おける暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 長崎市税、本店が所在する都道府県の事業税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 本公募に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (8) J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクト等の登録申請、クレジット認証申請事務、クレジット販売支援等事務を遂行することができる体制を整備していること。

### 3 資料等の交付

資料等は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/51137.html>

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### (1) 提出書類

参加意思確認書（様式 2）

#### (2) 提出期限

令和 7 年 4 月 9 日（水） 17 時 00 分（必着）まで

※期間内かどうかは電子メールに記載された「送信日時」によるものとする。

（以下全手続きにおいて同じ。）

#### (3) 提出方法

電子メールによるものとし、下記、送信先に送信すること。

#### (4) 送信先

長崎市ゼロカーボンシティ推進室 担当 松山

E-mail: zero\_carbon@city.nagasaki.lg.jp

#### (5) 受領確認

市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

#### (6) 資格確認

市は提案意思確認書の提出があった者の資格確認を行い、相手方に対し資格の有無について通知（様式 3）を行う。

#### (7) その他

コンソーシアムを結成する場合にあっては、結成に係る協定書の写し（任意様式）及び代表者への委任状（任意様式）を併せて提出すること。

## 5 募集要領等に対する質問に関する事項

### (1) 受付方法

質問書（様式1）に記入の上、電子メールにより下記送信先に送信すること。市の担当者が受信を確認した場合は、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

### (2) 受付期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月7日（月）まで

### (3) 送信先

4（4）と同様とする。

### (4) 質問に対する回答

令和7年4月9日（水）

質問者に対し、質問書記載の電子メールアドレスへ個別に回答し、市HPへも掲載する。

## 6 提案書の提出期限、場所及び方法

### (1) 提出書類

提案書（様式4※押印必要）及び提案に必要な任意様式（A4縦、40頁以内）  
長崎市税、本店が所在する都道府県の事業税、消費税を滞納していないことの証明書

### (2) 提出期限

令和7年5月7日（水） 12時00分（必着）まで

### (3) 提出方法

4（4）と同様とする。（様式4はPDFを提出すること。）

### (4) 受領確認

市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

## 7 共同創出者の決定・非決定に関する事項

提出された提案書を基に、特定審査委員会は、最も優れた者を共同創出者として特定する。

### (1) 開催日時

令和7年5月21日（水）

※ヒアリングの詳細については5月9日までに連絡する。

### (2) 審査会場

長崎市役所

### (3) 実施方法

提出書類により審査委員による審査、評価を行う。

### (4) 審査項目については、次のとおりとする。

No	評価項目	評価の視点	配点
1	履行実績	過去に実施した同種業務の内容、質、量はどうか。	10点
2	実施体制	業務を実施するための組織構成や人員体制は適当か。 迅速・正確に対応できるものとなっているか。	10点
3	事業計画	提案目標は意欲的か。根拠は適切か。	20点
4	販売促進	クレジットの高価販売を促進する取組は適当か。	20点

5	収益配分率	長崎市の収益性はどうか。	30点
6	その他	その他事業目的にそった独自提案があるか。	10点
合計			100点

(5) 委員は次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	環境部	部長	立木 祝成
委員	水産農林部	部長	萩原 直人
委員	環境部ゼロカーボンシティ推進室	室長	小川 清司
委員	水産農林部農林振興課	課長	末永 浩一
委員	建築部設備課	課長	井崎 伸二

(6) 決定及び非決定結果の通知

特定審査会からの報告に基づき、共同創出者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年5月23日（金）（予定）に通知する。（様式5）

なお、選定結果については様式5に記載する内容以外は開示しない。

(7) 決定された共同創出者と、協定書を締結する。

なお、協定内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。

## 8 協定書作成の要否

要

## 9 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

(3) 参加表明書及び提案書の作成、提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

(6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができない。

(7) 次の場合は、以降の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果品に関する権利は共同創出者が有するものとし、市に使用权を提供するものとする。

(9) 共同創出者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報

を一切漏洩してはならない。

(10) 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を4(4)の場所に届け出なければならない。

#### 10 担当所属

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号(長崎市役所13階)

長崎市環境部ゼロカーボンシティ推進室

電話：095-829-1251

E-mail：[zero\\_carbon@city.nagasaki.lg.jp](mailto:zero_carbon@city.nagasaki.lg.jp)